

第3回 JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会
議事次第

1. 日時： 2020年10月6日（火）14:00-17:30
2. 場所： JICA本部113会議室 および オンライン（Microsoft Teams）
3. 議題：
 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 環境社会配慮ガイドラインレビュー調査結果及び包括的な検討の結果の説明・意見交換2
テーマ⑤：人権、ステークホルダー、ジェンダー
テーマ⑥：労働、汚染管理、コミュニティ
テーマ⑦：自然生息地
テーマ⑧：住民移転、先住民族
 - (3) 異議申立手続要綱の見直しの方法について
 - (4) その他
4. 今後の予定：

第4回

日時：2020年11月10日（火）14:00-17:00

場所：JICA本部113会議室 およびオンライン（Microsoft Teams）

議題：

 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 意見表明のご説明
 - (3) 委員間及び事務局の意見交換
 - (4) その他
5. 配布資料：
 - (1) 議事次第
 - (2) 当日説明用資料
 - (3) （参考資料）包括的検討の助言一覧

以上

環境社会配慮ガイドラインの 改定に関する諮問委員会 第三回会合

2020年10月6日

独立行政法人 国際協力機構

環境社会配慮ガイドラインレビュー調査 結果及び包括的な検討の結果の説明・ 意見交換 2

1. テーマ⑤人権、ステークホルダー、ジェンダー
2. テーマ⑥労働、汚染管理、コミュニティ
3. テーマ⑦自然生息地
4. テーマ⑧住民移転、先住民族

テーマ⑤人権、ステークホルダー、 ジェンダー

| | 論点 |
|-------|-----------------------------------|
| 論点5.1 | 人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否 |
| 論点5.2 | ESS10 ステークホルダーエンゲージメント計画の参照の要否 |
| 論点5.3 | ステークホルダー分析の実施 |

論点 5.1

人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否

■ 人権にかかる配慮の範囲

- 開発協力大綱においては、「脆弱な立場に置かれやすい対象」として「子ども、女性、障害者、高齢者、難民国内避難民、少数民族先住民族等」と明記されている。
- 現行JICA環境社会配慮ガイドライン(以下、「JICA GL」)「2.5 社会環境と人権への配慮」には、社会的に弱い立場にあるものの例示として「女性、先住民族、障害者、マイノリティなど」が挙げられている。また、「2.3 環境社会配慮の項目」には、人権配慮に関連する項目として、「貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ」、「ジェンダー」、「子どもの権利」、が挙げられているが、難民国内避難民や高齢者については記載がない。

■ 人権、社会的弱者に対する配慮に関する世銀ESFの規定

- 世界銀行のEnvironmental and Social Framework (ESF)は冒頭にA Vision for Sustainable Developmentを掲げ、開発プロセスへの全ての人の参加を促すこと、そのため平等と非差別の原則、及び社会的に脆弱な人々への配慮が重視されている。これらを通じて、世銀は世界人権宣言に謳われる人権への配慮を尊重する。JICA GLにおいては「国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する」と明記されている。

■ ビジネスと人権に関する国連指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施

- 国連の人権、多国籍企業、及びその他の企業活動に関する事務総長特別代表に2005年に就任したジョン・ラギーにより、「保護、尊重および救済：ビジネスと人権のための枠組」が2008年に国連人権理事会に提出された。同枠組みは「ラギーフレームワーク」と呼ばれ、「企業を含む第三者による人権侵害から保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つの柱から成る。同枠組を運用するため、「ビジネスと人権に関する国連指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施」（以下、指導原則）が策定され、2011年の国連人権理事会で全会一致で支持された。
- 日本政府は、指導原則の履行にコミットしており、2016年11月に開催された国連ビジネスと人権フォーラムにおいて、ビジネスと人権に関する国別行動計画の作成を決定したことを発表した。2020年秋に行動計画を公表することを目指して策定作業が行われている。

（外務省https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_001608.html）

テーマ⑤ 助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- 国際的人権基準の尊重の理念に基づき、難民、国内避難民、高齢者、性的指向・性自認に基づく社会的弱者等を JICA GLあるいはFAQにおいて例示することが望ましい。また、これらの社会的脆弱性の間の複合的・交差的要因による脆弱性にも留意する必要がある。（助言1）
- 民間連携事業に対して、ビジネスと人権に関する国連指導原則の遵守や国別行動計画に即した実施がなされるような仕組みを検討する必要があるとの意見があった。（助言2）

論点 5.2

ESS10 ステークホルダーエンゲージメント 計画の参照の要否

論点 5.3

ステークホルダー分析の実施

■ 現地ステークホルダーとの協議に関する世銀ESFの規定

- ESS10「ステークホルダーエンゲージメントと情報公開」は、世銀のすべてのInvestment Project Financing案件に適用される。（ESS10 para 4） ESS10において、「ステークホルダー」とは、(a)プロジェクトにより影響を受ける個人や集団及び、(b)プロジェクトに関心がある個人や集団のことを指す。（ESS10 para 5）
- 借入人は、Stakeholder Engagement Plan (SEP)の作成、実施が求められる。SEPには、事業の影響を受ける人々、及びその他の関心を持つステークホルダーを特定し、当該ステークホルダーの事業への参画の時期や方法、提供される情報の種類や提供時期、開催告知方法、開催場所、開催結果の報告、苦情処理メカニズムの詳細が記載される。SEPのドラフトは、プロジェクト形成の初期段階で、審査前のできるだけ早いタイミングで公開される。（ESS10 para13-）
- 借入人は、意味ある協議（meaningful consultation）を実施する。意味ある協議とは、ステークホルダーが、プロジェクトのリスク等に関して意見を言うことができ、また借入人もそれについて考慮し返答するといった、双方向のプロセスのことである。（ESS10 para 21, 22）

（レビュー調査最終報告書 p4-8）

■ JICA GL別紙1 「社会的合意」対応状況

■ ステークホルダー協議の確認

- ステークホルダー分析はJICA GL、EIA法規、世銀 OPなどで明確に要件が整理されていなかったため、実務レベルでは実施されていても、EIA、RAPなどで明確に記録されているケースが少なかった。
（カテゴリCを除く）90案件のレビューではEIA、RAPなどでは実施が特定されなかったが、16案件で実施が確認された。利害が異なるステークホルダー、特に社会的弱者の声が押さえ込まれる懸念についての対応策として、特定のグループのみを対象とした協議やFGDが開催された事例も見られた。

■ 社会的弱者に対する配慮事例

- カテゴリC（10件）を除く90案件中60案件において、社会的弱者への配慮にかかる計画が確認された。カテゴリF1の7件や既存の施設内での案件実施等、社会的弱者が確認されなかったために配慮が計画されていない案件等が30案件であった。社会的弱者に対する配慮の計画について、全般的には所得、食費、医療費等に係る金銭面の補助が多くみられた。

（レビュー調査最終報告書 p4-27, 4-28抜粋）

テーマ⑤助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- ステークホルダーエンゲージメントについては、ジェンダー別や社会的脆弱性等の要素を考慮したステークホルダー分析・特定や、双方向のコミュニケーション方法の採用といった、意味ある参加を担保するための方法論を体系化して整理すべき。（助言3）
- 必ずしも世界銀行のステークホルダーエンゲージメントプラン（SEP）と同様の文書作成を求める必要はないが、ステークホルダーエンゲージメントの実行における重要項目をJICA GLの本文やFAQに含めることが考えられる。（助言4）
- 苦情処理メカニズムの対象は、移転対象の人々やコミュニティに限るのではなく、環境影響および移転以外の社会影響に関するステークホルダーも対象としてJICA GLに定めておくべき。（助言5）
- ステークホルダーの区分については世界銀行ESS10とJICA GLでは同じことを違う切り分け方或いは異なる表現で示している。ESS10の区分を参照し、必要に応じてJICA GLにおけるステークホルダー区分の定義を再検討すべき。（助言6）

テーマ⑥労働、汚染管理、コミュニティ

| | 論点 |
|-------|---|
| 論点6.1 | 世銀ESS2 労務管理手順、労働安全衛生対策の参照の要否 |
| 論点6.2 | 世銀ESS3 有害廃棄物、有害化学物質、害虫管理に係る要件の参照の要否 |
| 論点6.3 | 世銀ESS4 緊急事態対応、有害廃棄物、域外労働者の流入、保安員リスク、事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティ安全性確保の配慮項目への追加 |

論点 6.1

世銀ESS2 労務管理手順、労働安全衛生対策の参照の要否

■ ESS 2 「雇用と労働条件」

- 適用対象：以下の4分類の労働者に適用される、
 - a) プロジェクト実施に携わる実施機関の労働者、
 - b) コントラクター雇用の労働者、
 - c) コミュニティ労働者、
 - d) 一次供給者（primary suppliers）の労働者。
- a)とb)に対しては、以下①～③、即ち、労働監理計画（Labor Management Procedures: 以下LMP）、労働安全衛生対策（Occupational Health and Safety measures: 以下OHSM）、苦情処理メカニズム（Grievance Mechanism: 以下GM）の対応が求められ、c)はプロジェクトの性質規模等に応じてLMPと労働安全衛生の一部、d)は以下①-③の対応は求められないが、児童労働や強制労働、労働安全面の重大な欠陥が確認された場合は改善措置を要求する。
 - ① LMPの作成：労働時間、給与の計算方法、超過勤務、年金等を含む明確な雇用条件、差別的雇用等の禁止、搾取の防止、弱者への配慮、結社団体交渉の自由、児童労働強制労働の禁止等に係る根拠法等の内容が盛り込まれる。
 - ② OHSMの作成：関連するEHS（環境・衛生・安全）ガイドラインを踏まえ、労働者の労働安全衛生対策を整理した文書で、実施機関によって作成され、コントラクターが実施監理することになる。
 - ③ GM：労働者向けに設置が求められる。

（レビュー調査最終報告書 p4-22より抜粋。一部編集）

■ 国際金融公社（IFC）のPerformance Standard (PS) 2 「雇用と労働条件」

- 世銀ESSでいうLMPやOHSMといった特定の文書名は無いものの、ESS2の労務・労働安全衛生の重要な要素はほぼ等しく網羅されている。

■ JICA GL

- 別紙1「検討する影響の範囲」の中で、「労働環境（労働安全を含む）」と記載。

テーマ⑥助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- 労務管理や労働者の安全・健康について、世界銀行ESS2に記載されている項目を環境社会配慮の範疇とし、JICA GLに記載する範囲と契約等それ以外の方策で対応する範囲を整理したうえで、ESS2の趣旨を踏まえた検討をすべきとの意見があった。（助言1）

論点 6.2

世銀ESS3 有害廃棄物、有害化学物質、害虫 管理に係る要件の参照の要否

■ 国際機関、バイドナーの汚染対策への対応状況の確認

ESS 3「効率的な資源管理と汚染防止」

- 借入人は汚染物質の排出を避け、避けられない場合は、国内法またはEHSガイドラインのどちらか厳しい方の要求水準と対策をとって緩和する。
- 借入人は有害・一般廃棄物の排出を回避する。もし回避できない場合には、排出を最小限にし、再利用する。再利用もできない場合には、環境・安全に適した方法で処理・廃棄する。（ESS3 para 17-18）
- 借入人は、国際的に認可された場合でない限り、化学・有害物質の製造・取引・使用を回避する。借入人は、有害物質の使用を最小化する。プロジェクトで扱われる有害物質の製造、運搬、保管などについては、ESIAの中で検討される。（ESS3 para 19-20）

（レビュー調査最終報告書 p4-18）

テーマ⑥ レビュー調査結果（論点6.2）

- 害虫管理が必要とされるプロジェクトの場合、借入人は総合的病害虫管理（Integrated pest/vector management: IPM/IVM）アプローチを選択する。借入人は、EHSガイドラインを遵守していないもしくは国際的に禁止された殺虫剤は使用しない。そのほかESS3 para 22, 23にある（人体への負の影響がほとんどない等の）基準に合致しない殺虫剤も使用しない。重大な害虫管理が生じるプロジェクトの場合や、害虫駆除製品への融資がプロジェクトの大部分を占める場合には、借入人は害虫管理計画（Pest Management Plan: PMP）を策定する。（ESS3 para 21-25）
- IFCのPS 3「資源効率と汚染防止」でも、事業を実施する国の国内法がEHSガイドライン上の要件や対策との間に差異がある場合、IFC事業はどちらか厳しい方の要求水準と対策をとることが求められる。

（レビュー調査最終報告書 p4-18）

テーマ⑥助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- **世界銀行ESS3に記載のある化学物質や有害物質への対応について、対象とする物質、およびその基準の考え方や検討の手順について、JICA GLへの記載要否を含めた扱いを明確にすべきとの意見があった。
(助言2)**
- **病害虫管理については、総合的病害虫管理 (IPM/IVM) の観点からJICA GLに盛り込むか検討すべきとの意見があった。(助言3)**

論点 6.3

世銀ESS 4 緊急事態対応、有害廃棄物、域外労働者の流入、保安員リスク、事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティ安全性確保の配慮項目への追加

■ ESS4 「コミュニティの衛生と安全」

- 緊急対応計画（Emergency Response Plan: ERP）の策定：緊急事態（自然災害及び人的災害）がありうる事業ではESIAを通じて、コミュニティの衛生と安全へのリスクを特定する。当該リスクの分析評価を通じて必要に応じ、ERPを策定する。
- ダムに関するERP：水力発電、給水、灌漑、洪水制御等の用途のダムについて、GIIPに従い、キャパシティのあるエンジニアによる安全対策を講じる。
- 有害廃棄物管理計画（Hazardous Waste/Materials Management Plan）の策定：被影響コミュニティが危険物にさらされる可能性のある事業において、危険物を特定し保存、操作、使用、廃棄の実施体制と責任主体を明確にし、管理モニタリング計画及び緩和策実施を検討するもの。危険物の定義はEHSガイドラインに従う。（※労働環境における有害廃棄物管理については、ESS3において汚染対策の一環として実施されることが求められている。）

（レビュー調査最終報告書 p4-22）

テーマ⑥ レビュー調査結果（論点6.3）

■ ESS4 「コミュニティの衛生と安全」

- 地域外からの労働者の流入による影響と対策：労働者の流入によるリスク（伝染病等）に配慮することが掲げられている。世銀のGuidance Note on Managing Risks Related to Labor Influxによれば、「労働者の流入の削減」、「ESIA等を通じたリスクの把握と管理」、「緩和策の実施を建設工事契約の一部に含めること」の3点を対応原則とする。
 - 保安員（Security Personnel）：保安措置によって事業実施地内外のコミュニティにもたらされるリスクを評価し、仮に違法的、暴力的な行為の申し立てがあった場合にはそれをレビューする。
 - インフラ構造物の安全性の確保：構造物の設計や建設は、周辺コミュニティの安全性も配慮して行い、その際は気候変動も考慮する。異常気象（気候変動に伴う急激 and/or 緩やかな気象の変化を含む）の発生リスクが高い場合、独立の専門家が当該構造物の設計の妥当性を確認する。
- IFCのPS4「地域社会の衛生、安全、保安」とESS4の間に大きなギャップは認められない。ただし、ESS4は構造物の安全性の点で気候変動を考慮することを求めている。

（レビュー調査最終報告書 p4-22）

テーマ⑥助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- 工事中の安全配慮等について、環境社会配慮の範疇としJICA GLに記載する範囲と、契約等それ以外の方策で対応する範囲を整理したうえで、JICA GLへの記載の要否を検討するべきとの意見があった。（助言4）
- 供用段階に特にコミュニティへ影響が大きいと予想される構造物の場合には、世界銀行の緊急対応計画を参考にした計画の作成や実施について、JICA GLへの記載の要否を検討する必要があるとの意見があった。（助言5）
- 世界銀行ESS4 ” Community Health and Safety” の” Health” の意図するところは身体的な健康だけの意味ではなく、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントやジェンダーに基づく暴力も含むハラスメント、さらにHIV/AIDS以外の感染症も含めるべき点に留意が必要。（助言6）
- JICA GLでの生態系サービス（Ecosystem services）への影響の取り扱いについて検討すべきとの意見があった。（助言7）

テーマ⑦自然生息地

テーマ⑦ 自然生息地

| | 論点 |
|-------|---|
| 論点7.1 | 世銀ESS6 生息地区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照 |
| 論点7.2 | 保護区では事業を実施しない案件から、生息地区分に基づいた事業実施への変更の要否 |

論点 7.1

世銀ESS6 生息地区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照

■ 世銀の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」への対応状況の確認

（1）「リスク影響の評価」

- 借入人は、事業の実施による生息地及び生物多様性へのリスク及び影響を把握し、リスクや影響に対し、回避・最小化・軽減の順に対応する（mitigation hierarchyの適用）。（ESS6 para 9-12）
- 生態系や生息地に対する負の影響がみられる場合、借入人は生物多様性管理計画（Biodiversity Management Plan）を作成する。（ESS6 para 10）
- 回避・最小化・軽減を行っても重大な影響が残存する場合、生物多様性オフセットを実施する。生物多様性オフセットは、全ての技術的財政的に実施可能な回避、最小化、再生措置を行っても依然として重大な影響が残存する場合のみ、最終手段として実施される。（ESS 6, para15）生物多様性オフセットを実施する場合は、生物多様性の価値のno net lossもしくは望ましくはnet gainが達成されるよう、測定可能で、追加的、かつ長期の保全効果をもたらすよう実施される。（ESS 6, para16）「オフセットすることができない影響」が残る場合には事業は実施しない。（ESS6 para 18）
- 緩和策の実施に当たっては、precautionary approachを適用し、adaptive managementを行う。

（レビュー調査最終報告書 p4-23, 4-24）

テーマ⑦レビュー調査結果（論点7.1）

（2）生息地区分及び事業を実施する場合に満たすべき条件

- ESS 6では、「生息地」は以下の3つに分類される。借入人は各々の要件を満たしながらプロジェクトを実施する。
 - ① 改変された生息地(Modified Habitat) (ESS6 para 19-20)
 - ② 自然生息地(Natural Habitat) (ESS6 para 21-22)
 - ③ 重要な生息地(Critical Habitat) (ESS6 para 23-25)
- 改変された生息地は、農地、植林地、沿岸埋立地、埋め立て湿地など人為的に生態的機能や種組成が改変された土地を指す。借入機関は改変された生息域の生物多様性への影響を回避、最小化し、適切な緩和策を講じる。
- 自然生息地は、生態的機能や種組成が人為的に改変されていない原生のままの生息域を指す。借入機関は技術的・財政的に実現可能な代替案がない場合、及び生物多様性のノーネットロス、また望ましくはネットゲインを達成する緩和策が実施される場合に事業を実施する。

（2）生息地区分及び事業を実施する場合に満たすべき条件

- ・ 重要な生息地においては、借入機関は以下のすべての条件を満たさない限り、いかなる活動も実施しない：
 - 1) 実行可能な代替案が他に無い場合
 - 2) 国内法制度や国際法で定められた手続きに則り採択された案件の場合
 - 3) 想定された負の影響が生物多様性の減少や改変を伴わない場合
 - 4) 絶滅危惧IA類、絶滅危惧種、生息地域限定種の個体数が長期にわたり減少するような事業でない場合
 - 5) 事業が重要な生息地の大幅な劣化や改変を伴わない場合
 - 6) 生物多様性のnet gain達成に必要なmitigation hierarchyが検討されている場合
 - 7) 実効性のある長期のモニタリングと評価が行われる場合上記が満たされる場合、緩和策を生物多様性管理計画に含めて借入人と合意する。

テーマ⑦ レビュー調査結果（論点7.1）

（3）サプライチェーンに対するセーフガードポリシーの適用

世銀、IFCの対応は以下の通り

- 世銀ESS6では、借入人が天然資源を購入する際、自然生息地または重要な生息地が著しく転換または著しく劣化する恐れがある地域から調達される場合、一次供給者の環境社会面の評価や検証方法を確認する。（ESS6 para38）また、借入人は、以下を認証・確認するシステムを構築する：①一次供給物の生産地、当該生産地が属する自然生息地のタイプを確認する、②可能な場合、自然生息地または重要な生息地に重大な影響を与えていないことを提示できる一次供給者からの調達しか行わないこと、③可能な場合かつ適切な期間内に、一次供給者を自然生息地または重要な生息地に重大な影響を与えていないことを提示できる供給者に変更すること。
- ただし、一次供給者への影響力の行使に係る借入人の能力等によってこれらのリスクへの対応が変わることには留意が必要。（ESS6 para 40）
- IFCは、世銀と同様、一次供給者の環境社会面の評価や検証方法を確認することが求められる。また、世銀ESS6の3点に加えて借入人のprimary supply chainsの継続的なレビューが求められる。ただし、一次供給者への影響力の行使に係る借入人の能力等によってこれらのリスクへの対応が変わることには留意が必要。（IFC PS6 para 30）

テーマ⑦助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- JICA GLにおいては、生態系と生物相、自然環境、自然生息地といった異なる用語を用いて記載がなされているところ、世界銀行ESS6における整理も参考にし、その基本的考え方、用語の定義を整理することが必要。（助言1）
- 生物多様性に対する影響の評価手順について、予防的アプローチに立つことをJICA GLで明確にし、評価方法や評価基準を明確にすることが必要。（助言2）
- 生物多様性の保全にあたっては、ミティゲーションヒエラルキーの考え方、特に回避を最優先することを明確にすべき。（助言3）
- 生物多様性オフセットは、ミティゲーションヒエラルキーの最終手段であることを強く認識し、導入の可能性を慎重に検討すべきであるとの意見と、支援対象国のモニタリングキャパシティの懸念から導入困難性を指摘する意見があった。（助言4）
- 世界銀行ESS6で採用された生息地区分を導入することについて、生息地の定義を明確にした上で、実施すべき。（助言5）
- プライマリーサプライヤーへの対応について、実現可能な範囲でJICA GLに含めることができないか検討するべきとの意見があった。（助言6）

論点 7.2

**保護区では事業を実施しない案件から、生息
地区分に基づいた事業実施への変更の要否**

（4）保護区の定義

- 保護区は政府により長期的な自然とその生態系サービスや文化的価値の保護を目的として指定された地域を指し、国際的に認知されている地域も含む。
- なお、世銀ESFは、国際的に認知されている保護区の例示として、UNESCO世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リスト地域、UNESCO生物圏保存地域、及びラムサール条約湿地に加え、生物多様性重要地域（Key Biodiversity Area（以下KBA））、重要野鳥生息地（Important Bird Area（以下IBA））、ゼロ同盟地域（Alliance for Zero Extinction Sites（以下、AZE））が追加された。
- 保護区であっても、事業実施が禁じられている訳でなく、特定の条件を満たす必要がある。

テーマ⑦ レビュー調査結果（論点7.2）

（5）保護区での事業実施要件に関する整理

- 「保護区」でプロジェクトを実施する場合やプロジェクトに影響を与える可能性がある場合、借入人は法的ステータスと保護の目的に一致する範囲で事業を実施する。影響評価に基づき緩和策を立案し、保護区の一体性や保護目的、当該エリアの生物多様性を損なわないよう配慮する。
- プロジェクト対象地が前述の3つの生息地区分のいずれかに該当する場合、借入人は、当該生息地での事業実施要件に追加して、保護区での要件を追加で満たす必要がある：
 - ✓ 当該事業の内容が法律上許可されていること
 - ✓ 当該地区の政府が認証した管理計画に一致する形で実施すること
 - ✓ 当該保護区の管理者やスポンサー、先住民族を含む被影響者、他の関係者と、事業の案件形成、設計、実施、モニタリング、事後評価の段階において必要に応じて、協議し、彼らの参加を確保すること
 - ✓ 必要に応じて追加的なプログラムを実施し、当該地区の保護目的と効果的な管理の推進と増進を図ること

（6）JICA GL「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理

- （カテゴリCを除く）対象全90案件中、「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」の中で実施された事例はなかった。また、同地域が周辺に存在する案件は7案件が確認された。

テーマ⑦助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- JICA GLの「保護区取り扱い規定」について、一律に事業実施を回避するのではなく、保護区指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断することが適切との意見があった。生物多様性保全の観点からは、ESS 6で重要な自然生息地（Critical Habitat）に分類された地域で事業を実施しない、または当該生息地の事業実施条件を遵守することで保全を図ることが肝要との意見があった。なお、重要な自然生息地の判断を明確にできるかの実務上の懸念、該非判断の簡便さをあわせて規定変更可否の検討が必要（助言7）
- これに対して大多数の委員からは、対象範囲等を明確に判断できる保護区取り扱い規定並びに同規定に係るFAQを現状どおり維持することが、生物多様性の保全の観点から必要であるとの意見が表明された。（助言8）
- 保護区取り扱い規定と生息地区分に基づいた事業実施可否の判断は補完的要素があることから、両者を改善することで保全効果、開発効果の双方を高められる方法を取り入れるべきとの意見があった。また、その実施においては発言力が限定されがちな地域住民の意見をよく聞くことが重要との意見があった。（助言9）

テーマ⑧住民移転、先住民族

テーマ⑧住民移転、先住民族

| | 論点 |
|-------|---|
| 論点8.1 | 世銀ESS5 Annex1の住民移転計画の構成要素の参照 |
| 論点8.2 | 先住民族の呼称についてIndigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities を参照することの要否 |
| 論点8.3 | FPIC (Free, Prior and Informed Consent) の定義の参照 |
| 論点8.4 | 先住民族配慮計画の構成要素の参照 |
| 論点8.5 | 世銀ESS8 無形文化遺産の配慮項目への追加 |

論点 8.1

世銀ESS5 Annex1の住民移転計画の構成要素 の参照

テーマ⑧ レビュー調査結果（論点8.1）

■ 世銀ESS5 用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転

- ESS5の適用対象には、用地取得、住民移転（土地の利用制限による移転を含む）、共有地の利用機会の喪失等が含まれる。(ESS5 para4)
- 補償水準は再取得価格でなければならず、再取得価格の定義はOP4.12と大きな変更はない。ただし、土地や構造物の市場が機能している場合は、再取得価格は市場価格に登録税や譲渡税等のtransaction costを追加した金額が再取得価格となるが、土地や構造物の市場が存在もしくは機能していない場合、別の方法（例えば土地の生産物の価値等）を算出することで求められる。(ESS5 footnote6)
- 補償基準は公開され、一貫性を持って各損失資産に適用されなければならない。補償の算出基準は文書化され、被影響住民（PAPs）に対して透明性のある手続きを経て支払いがなされることが求められている。(ESS5 para13)
- 土地に対して法的権利もしくは慣習上認められた権利を有する住民が物理的に移転する場合、同等もしくはそれ以上で権利を伴う土地の提供か金銭での補償を行う。なお、金銭補償は、生計が土地に根差していないか、根ざしていたとしても、小さい割合しか取得しないか、土地等の市場と供給が存在して代替地が十分でないこと示された場合に適当。(ESS5 para28)
- 土地に対する法的な、もしくは慣習上認められた権利を有さない住民が物理的に移転する場合、法的に居住が認められた家屋が提供されるよう支援する。(ESS5 para29)
- カットオフデートが明確に宣言されている場合、カットオフデート後に流入した住民に対する補償を行う必要はない。(ESS5 para30)

テーマ⑧ レビュー調査結果（論点8.1）

■ 世銀ESS5 Annex1

- これまでの世銀セーフガード政策では、200名以上の住民移転が生じる場合は住民移転計画（Resettlement Action Plan: RAP）、200名未満の場合は簡易住民移転計画（Abbreviated RAP: ARAP）の作成が求められていたが、ESS5では、用地取得・住民移転が生じる場合は、基本的に、規模や影響に関わらず、RAPの作成が求められている。
- RAPの構成要素のうち、資産価値評価方法及び移行期間に係る記載は以下のとおり。
 - (a) 損失資産に対する評価と補償に関して、「再取得価格を決定するため行う資産価値の評価方法」、「土地や自然資源の補償について、国内法及び再取得価格の水準とするため必要に応じた追加的措置を含めた補償の種類や水準」が含まれている。（ESS5 Annex 1 para10）
 - (b) 生計手段の変更や中断等を余儀なくされる場合、移行期間への支援が求められる。（ESS5 Annex 1 para29）

（レビュー調査最終報告書 p4-30）

テーマ⑧ レビュー調査結果（論点8.1）

■ 世銀ESS5 Annex1：住民移転計画の構成要素

住民移転計画の構成要素（Minimum elements of a resettlement plan）は以下の通り（ESS5 Annex 1 para3-16）：

- 1) 事業概要
 - 2) 潜在的な影響
 - 3) 移転プログラムの目的
 - 4) センサス調査とベースとなる社会経済調査
 - 5) 法的枠組み
 - 6) 制度的枠組み
 - 7) 資格要件
 - 8) 損失の評価と補償
 - 9) コミュニティ参加
 - 10) 実施スケジュール
 - 11) 費用と予算
 - 12) 苦情処理メカニズム
 - 13) モニタリングと評価
 - 14) 予期せぬ変更に対応するための適応管理計画
- 上記に加え、物理的移転が生じる場合には、引越しの支援、移転先地の選定・整備・移転、住宅・インフラ・社会サービス、環境保全と管理、移転アレンジメントにおける協議、移転先地の住民との融合についても計画に含める。（ESS5 Annex 1 para17-23）
 - また、経済的移転が生じる場合には、代替農地、土地や資源へのアクセスの損失、代替生計手段のための支援、経済開発機会の検討、移行期間中の支援についても計画に含める。（ESS5 Annex 1 para24-29）⁴³

テーマ⑧ レビュー調査結果（論点8.1）

■ JICA GL別紙1「非自発的住民移転」対応状況

■ RAPの作成状況の確認

- 「非自発的住民移転」への対応状況については、90案件中、用地取得の発生する44件のうち、39案件でRAP/ARAPが作成されていた。RAP/ARAPが作成されていない5件については、補償方針やステークホルダー協議（SHM）の実施状況・記録については環境チェックリストを通じて確認した上で、実施機関と合意している。
- RAPにかかる住民協議の実施はRAP/ARAPが作成された全39案件で確認された。
- 非自発的住民移転及び生計手段の喪失への対応状況に関しては、回避・最小化の検討・実施について調査した結果、全44件で確認された。
- 住民移転が発生する37案件のうち、生計回復支援の実施について合意され、計画が作成されている案件は31案件であった。住民移転が発生するが生計回復計画が作成されていない6案件は、セットバック（同じ土地の中で構造物の位置を変更する）あるいは近傍地への移転のため、生計への影響が想定されない案件、また調査の中で生計を喪失する住民がいないことが確認されている案件である。

■ 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認

- 非自発的住民移転が生じる全案件で、RAP及び審査時の協議により、再取得価格による補償方針、及び具体的な算出方法を確認している。

（レビュー調査最終報告書 p2-16-17一部修正, 4-29）

テーマ⑧ レビュー調査結果（論点8.1）

■ 苦情処理メカニズム整備状況の確認

- レビュー対象案件で用地取得が発生するカテゴリA, Bの44案件のうち43案件で苦情処理メカニズム（Grievance Redress Mechanism: GRM）が構築されている。残る1案件については、E/S借款であり、同借款内でGRMの構築を含むRAP作成支援が行われる予定である。GRMは住民がアクセスしやすい村落レベルから地方自治体レベル、さらにその上位の県や省レベルと、様々な段階での窓口が設置され、解決しなければより上位のメカニズムを活用できる仕組みが一般的である。また、多くの案件では、GRMの裁定に不服の場合、住民は司法プロセスでの解決を求めることも認められている（GRMへの参加は、他の手段での問題解決を試みることを妨げない）。

（レビュー調査最終報告書 p2-16-18, 4-29,30）

テーマ⑧助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- 架空送電線や地下埋設物のように、土地利用の阻害あるいは制限に起因して財産価値を毀損するような場合に対する補償について、世銀ESS5の生計損失に対する補償や日本等を参考として検討すべき。（助言1）
- 不動産市場が機能または未発達の場合の再取得価格の算定基準を明らかにするよう検討すること。また、移行期間における補償の在り方や、資産調査結果の被影響住民への書面での手交と同意文書取り交わしの義務付けを検討すべきとの意見があった。（助言2）
- 住民移転計画の作成と実行にあたっては、特に負の影響を受けやすい女性の視点と関心が含まれるような配慮を行うべきとの意見があげられた。苦情処理における社会的弱者配慮の必要性、法的・慣習的権利を有さない住民の移転における法的権利等の認められた家屋提供支援の検討。（助言3）
- 経済的移転への対応に関して、ESS5に多くの記載があることから、JICA GLにおける取り扱いを整理することが重要との意見があった。（助言4）
- 住民移転計画・生計回復支援事業のモニタリングや事後評価において、住民にとっての満足の度合い等を含むアウトカムを調べることができないかとの意見があった。（助言5）

論点 8.2

先住民族の呼称についてIndigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities を参照することの要否

論点 8.3

FPIC (Free, Prior and Informed Consent) の定義の参照

論点 8.4

先住民族配慮計画の構成要素の参照

- 世銀ESS7「先住民族／アフリカサブサハラの歴史的に恵まれない伝統的地域社会」
 - ESFの導入に向けて世銀が実施したコンサルテーションで、一部のステークホルダーからIndigenous Peoplesという用語に対し民族間の対立を招く懸念が示されたため、ESS7ではタイトルがIndigenous Peoples/Sub-Sahara African Historically Underserved Traditional Local Communitiesに変更された。
 - Indigenous Peoples/Sub-Sahara African Historically Underserved Traditional Local Communities（以下、「先住民族」）の要件はOP4.10と変更がない。（ESS7 para8）

（レビュー調査最終報告書 p4-31）

■ 世銀ESS7：FPIC

- これまでの世銀セーフガード政策では、FPICの定義は「自由で事前の協議（Free, Prior, and Informed Consultation）」であったが、ESS7では、「自由で事前の合意（Free, Prior, and Informed Consent）」に変更された。
- Free, Prior, and Informed Consent (FPIC) の合意とは、「先住民族」による集団での事業に対する合意であり、全員一致である必要はない。現行JICA GLには、「十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならない」と記載されている。FPICの合意とは、FPICは全員の一致である必要はなく、Indigenous Peoples/Sub-Sahara African Historically Underserved Traditional Local Communities内の個人またはグループから反対意見あった場合でも、合意とみなしうる。（ESS7 para25）

（レビュー調査最終報告書 p4-31）

テーマ⑧ レビュー調査結果（論点8.4）

■ 世銀ESS7「先住民族／アフリカサブサハラの歴史的に恵まれない伝統的地域社会」

- 世銀ESS7では、借入人は先住民族との協議の上で事業の影響やリスクに応じた緩和策に関する計画を作成する。(ESS7 para13) 当該計画は、以下の場合に独立した計画として策定される必要はない。
 - ① プロジェクトの裨益者が先住民族のみ、または圧倒的大多数の場合、当該計画の要素は事業計画に反映されていることが想定されるため。(ESS7 para15)
 - ② 先住民族が他の民族等と共存して暮らしている場合、先住民族への影響やリスクに応じた緩和策の全ての要素を含みつつ、他の民族等も対象に含めた統合されたコミュニティ開発計画を策定することが可能。(ESS7 para17)
 - ③ 先住民族が用地取得や住民移転の対象となる場合、ESS5及びESS7に基づく文書は統合して策定することが可能。(ESS7 para GN31.2)

■ IFC PS7「先住民族」

- IFC PS7「先住民族」では、先住民族の要件は、自己認識、地理的愛着、独特な文化経済社会政治的制度、主流層と異なる言語。(PS7 para5)
- クライアントによる影響緩和策は、影響を受ける先住民族コミュニティとの協議に基づき策定され、先住民族計画 (Indigenous Peoples Plan: IPP) や、より広範囲のコミュニティ開発計画といった計画として取り纏められるものとする。(PS7 para9)

■ 世銀ESS7 Guidance Note Appendix A: IPPの構成要素

- 1, 社会アセスメントの要約
- 2, 先住民族との有意義な協議の要約
- 3, 先住民族との有意義な協議を実施するための枠組み
- 4, 先住民族が文化的に適切な社会的・経済的利益を享受することを確保するための方策
- 5, 先住民族への負の影響を回避し、最小化し、緩和し、もしくは代償するための方策
- 6, IPPを実施するための予算、スケジュール、役割
- 7, 苦情処理メカニズム
- 8, モニタリング、評価のメカニズム

■ JICA対応状況

1、先住民族への影響の有無の確認

- カテゴリC（10件）を除く90案件のうち、先住民居住区等への影響は3案件(No. 32, 42, 44)で確認された。

2、IPPの作成公開状況確認

- カテゴリC（10件）を除く90案件のうち、先住民族居住区等への影響が確認された3件について、IPPの要素を取り入れてRAPが作成されたケース(No.32)、Vulnerable People's Plan (VPP) が作成されたケース(No.42)、IPPフレームワークが作成されたケース(No.44)が特定された。

※ No.44はマスタープラン段階のため、フレームワークを作成。

3、FPICの実施状況

- ケニアータンザニア連系送電線事業（No.42）においては、Vulnerable People's Plan (VPP) 作成過程で、Free, Prior, Informed Consultationの原則に基づいて協議が行われた。審査時(2019年4月)には、VPPのスケジュールは環境社会管理計画（ESMP）同様であること、VPPを対象とした協議において挙げた緩和策（墓は移転対象としないこと、蛇を殺さないこと、割礼儀式を邪魔しないこと）が含まれていることを確認し、VPPが適切であると判断された。また、蛇を殺さない、儀式を邪魔しないという緩和策は、コントラクター契約において動物を殺すことの禁止、文化への配慮という形で反映されていることを確認した。

（レビュー調査最終報告書 p4-30、p4-31抜粋）

テーマ⑧助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- 先住民族の呼称については、世銀ESSに倣うことよりも、本来配慮すべき範囲との間に差異が生じないように留意すべき。
(助言6)
- FPICについては、世界銀行ESS7の定義の通り「Free, Prior, and Informed Consent」(仮訳：自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意)を参照すべきとの意見があった。また、「合意」と見なす判断基準の整理、合意形成プロセスが適切に実施されているか確認することが必要。(助言7)
- 先住民族配慮計画(IPP)は取り組んだ事例が少ないことから、適切に配慮するために現地のリソースの活用等を通じて同計画の構成要素を確保するよう検討すること。IPP策定においてジェンダーの視点、固有要因の尊重・考慮。(助言8)

論点 8.5

世銀ESS8 無形文化遺産の配慮項目への追加

■ 世銀ESS8 「文化遺産」

- 有形文化財（tangible cultural heritage）、無形文化財（intangible cultural heritage）を以下に定義する。有形文化財とは、考古学的、古生物学的、歴史的、建築学的、宗教的、審美的、その他の文化的に重要である移動可能もしくは移動不可能な物、用地、建造物、建造物群、ならびに自然の造作および景観と定義される。無形文化財とは、コミュニティや集団が文化遺産と認識し、世代から世代へ受け継がれ、継続的に再現されているような、慣行、描写、表現、知識やスキル、また、楽器、物体、工芸品、文化的な場所のことを言う。ESS8では、これら定義される文化遺産に影響を及ぼす事業あるいはその近傍で行われる事業において必要な配慮が求められている。（ESS8 para4）
- 世銀ESS8はこうした文化遺産に負の影響が生じる可能性のある場合に適用される。負の影響が生じる可能性とは、(a)掘削、建物等の破壊、大地の変動、洪水など物理的影響の変化を含む事業、(b)文化的保護区及びその周辺緩衝地帯で行う事業、(c)文化遺産の保全監理利用を支援する事業が含まれる。また無形文化財の場合は、事業が物理的な影響を及ぼす場合や、無形文化遺産が商業利用される可能性を含む場合に適用される。（ESS8 para5,6）
- プロジェクト実施中（工事中等）に文化財を発見した場合には、プロジェクトごとに作成されるchance finds procedure（文化財発見時手続き）に従って文化財を取り扱う。（ESS8 para11）

（レビュー調査最終報告書 p4-22、p4-23抜粋）

テーマ⑧助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- 無形文化遺産を配慮項目に加えることに異論はない。有形文化遺産を含め、国際的に認知された遺産のみならず、相手国・地域にて重視されている文化遺産への配慮、住民による慣習的な利用を制限せず、住民への利益分配等の配慮、また文化財について住民間の民族、言語、宗教上の価値観が異なる場合への慎重な対応、秘密保持が必要な場合の対応についても検討すべきとの意見があった。
(助言9)